茂原市フッ化物洗口事業実施要綱を定めるよう市長に申し入れることについて

茂原市フッ化物洗口事業実施要綱を次のように定めるよう市長に申し入れます。

平成29年2月14日提出

茂原市教育長 内田達也

茂原市フッ化物洗口事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼児期から歯の健康の保持増進を図るため、市内の保育所、幼稚園、 小学校及び中学校(以下「学校等」という。)におけるフッ化物洗口事業の実施につい て必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この事業は、茂原市フッ化物洗口事業(以下「事業」という。)という。

(事業の実施主体)

第3条 事業の実施主体は、茂原市(以下「市」という。)及び茂原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)とする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、学校等に通園又は通学する園児、児童及び生徒のうち、洗口が可能で、保護者から希望があった者とする。

(関係機関との連携)

第5条 市及び教育委員会は、事業実施に当たり園医又は校医である歯科医師、医師及び

学校薬剤師(以下「学校歯科医等」という。)に協力を求め、十分に連携を図るものと する。

(実施体制)

- 第6条 市は、事業に係る指導及び薬剤等必要物品の支給を行うものとする。
- 2 市及び教育委員会は、学校等の長その他の職員に対し、事業の趣旨を説明し、その理 解促進を図るものとする。
- 3 学校等は、事業の趣旨を理解し、積極的に取り組むよう努めるものとする。 (実施方法)
- 第7条 事業は、「茂原市フッ化物洗口マニュアル」に基づき、学校等において集団的、 継続的かつ計画的に行うものとする。
- 2 学校等は、フッ化物洗口を希望する者の数を把握し、市に報告するものとする。
- 3 フッ化物洗口に使用する溶液の量及び濃度並びに洗口方法等について、学校等は、学 校歯科医等の指示に基づき行うものとする。

(薬剤の管理)

第8条 学校等は、薬剤の受払等を記録し、薬剤を施錠できる保管庫により管理するものとする。

(庶務)

第9条 事業の庶務は、市民部健康管理課保健センター及び教育部学校教育課が行う。 (補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由 幼児期から歯の健康の保持増進を図るため、フッ化物洗口事業の実施について必要な事項を定めるものです。